## 役員報酬規程

第1条 理事及び監事ならびに評議員に対する報酬は下表の通りとする。

|  | 報酬額 | 支給基準 |
| :---: | :---: | :---: |
| 理事 | 10，000 円／出席 | 会議に出席した月の翌月15日に振込にて支給する。 また，同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複 して支給はしない。また，委任状による出席の場合は支給をしない。 |
| 監事 | 10，000 円／出席 | 会議に出席した月の翌月 15 日に振込にて支給する。 また，同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複 して支給はしない。また，委任状による出席の場合は支給をしない。 |
| 評議員 | 10，000円／出席 | 会議に出席した月の翌月15日に振込にて支給する。 <br> また，同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複 して支給はしない。また，委任状による出席の場合は，支給をしない。 <br> 定款第 8 条第 1 項の定めにより年度の評議員への支給総額を $3,000,000$ 円以下とすることから，これを超える支給は行わない。 |

